

第5章

第3期障害福祉計画

1 障害者自立支援法に基づく
第3期障害福祉計画の基本的な考え方

(1) 第3期障害福祉計画策定における背景

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的とした「障害者自立支援法」が平成18年度に施行され、障害福祉サービスは身体障がい・知的障がい・精神障がいの三障がいを一元化した新体系のサービスとして実施することになりました。しかしながら、「利用者への応益負担の導入」や「事業者への報酬の日額払い方式の導入」など、制度の大幅な見直しが行われたことから、法施行後も、利用者や事業者、関係団体等から様々な問題点や課題が指摘されてきました。

そこで、国は、「利用者負担の軽減」、「事業者に対する激変緩和措置」、「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を実施し、さらに、「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」として「利用者負担の更なる軽減」、「事業者の経営基盤の強化」、「グループホーム等の整備促進」を平成20年度から実施することとしました。

このような状況の中、障がい者福祉制度について、現在、障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会で新しい制度作りに向けて議論が行われており、平成25年度に「障害者総合支援法」が施行される予定となっています。

そこで、障害者総合支援法施行までのつなぎ法案として、障害者自立支援法等の一部を改正する法律が平成22年11月に成立しています。具体的には、「応益負担」から支払い能力に応じた「応能負担」にするとともに、発達障がいを支援の対象とすることが明記され、障がい福祉制度の枠組みに明確に位置づけられました。

また、身近な地域における障がい児支援の充実、障がい者の地域生活を進めるためのグループホームの家賃助成の創設、さらには発達障がい児者の支援に必要な相談支援の強化などが盛り込まれています。

障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、多様なサービスを的確に利用していくうえで、相談支援が重要な役割を担っています。

応益負担：

所得に関係なく、自分が受けたサービスの値段に応じ（「応益」）、費用の一律に割合を負担する方式。

応能負担：

サービス利用者の所得などの経済的負担能力に応じて、どんなに高額な医療やサービスを受けても、自分の払える範囲で（「応能」）の負担する方式。

障がい者の生活ニーズを把握し、当事者、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携してケアマネジメントの視点にたった総合的・継続的な支援ができる仕組みを一層強化していくとともに、誰でも安心・安全に暮らせるまちづくりのための環境整備が求められています。また、個人個人では解決できない障がい者を取り巻く地域の課題については、地域自立支援協議会を通して課題解決に取り組む必要があります。

(2) 第3期障害福祉計画策定における国の動向及び留意点

障害者自立支援法の施行及び平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度末の数値目標を設定するとともに、平成24年度から平成26年度までの第3期障害福祉計画を作成するものです。

【主な改正内容】

改正障害者基本法を踏まえた規定の整備

平成23年7月に成立した障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)による障害者基本法(昭和45年法律第84号)の目的規定の改正内容について、障害福祉計画の基本的理念の中に盛り込みます。

整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえた規定の整備

同行援護の創設

平成23年10月1日より地域生活支援事業の移動支援事業によるサービスのうち、視覚障がい者に関する移動支援を個別給付化し、同行援護が創設されました。

相談支援体制の充実・強化

これまでサービス利用計画対象者が大幅に拡大され、障害福祉サービスを利用する全障がい者について、平成24年から平成26年の3年間にすべてサービス等利用

ケアマネジメント：

介護の必要な高齢者や障がい者などからの相談に応じて、保健・医療・福祉サービスなどを適切・効果的に利用調整し、その人にあったケアが確保できるようにする援助方法のこと。

サービス利用計画：

給付費の支給決定を受けた利用者で、一定の複数の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な障がいのある人や、入院・入所から地域生活へ移行する障がいのある人に対して、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成などの支援を行うサービス。

計画を作成することとされました。サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業が新たに制度化され、市町村により指定されます。

また、地域相談支援が創設され、地域移行、地域定着に対する支援が個別給付化されました。

さらに、相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや自立支援協議会の具体的な機能や在り方を明確化しています。

障がい児支援の強化

これまで、児童福祉法、障害者自立支援法それぞれに規定されていた障がい児施設が児童福祉法に統合され、障がい児の通所、入所施設が再編されました。通所施設は障害児通所支援となり、入所施設は障害児入所支援となります。また、それぞれ、福祉型・医療型に区分されます。

通所施設については、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援という4つの事業が児童福祉法による給付事業となります。

障害福祉計画の作成のための体制の整備

市町村及び都道府県が障害福祉計画を作成するにあたり、地域自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされたことを踏まえ、同協議会を活用することを明記します。

地域主権改革を踏まえた規定の整備

地域主権改革において、平成24年4月1日以降は、市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合に、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務が努力義務となりました。できる限り地域住民の意見を反映させることが望ましい旨を明確化するとともに、これまで障害福祉計画に定める事項だったものを今般改正により定めるよう努めなければならない事項になったもの等についても明確化します。

障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備

平成23年6月に成立した障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むこと等の規定を盛り込みます。

2 平成 26 年度の目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針（数値目標設定の考え方）

平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数値目標にあたっては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

本市における目標設定の考え方

本市において平成 17 年度の施設入所者数は 56 人で、平成 22 年度末までの地域生活移行者数は 0 人となっています。また、平成 22 年度末での入所者に関して 64 人と増加しており、地域移行は進んでいない状況となっております。

第 3 期障害者計画においては、特定相談支援事業所との連携を図り、地域で暮らすことが望ましい入所者については、地域移行を支援していくことにより、平成 22 年度実績から 9 名の削減を目指すこととし、平成 17 年 10 月 1 日時点からの入所者数を 1 人削減することを目標とします。この目標設定により、平成 26 年度末までの地域生活移行者数を 9 人とします。

項 目	数 値	考 え 方
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数 (A)	56 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 22 年度末の入所者数	64 人	平成 22 年度末時点の施設入所者数
平成 26 年度末の入所者数 (B)	55 人	平成 26 年度末時点の利用人員見込数
【目標値】 削減見込み (A - B)	1 人 (1.8%)	差引減少見込み数
平成 22 年度末の地域生活移行者数実績	0 人	
【目標値】 地域生活移行数	9 人 (16.1%)	

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針（数値目標設定の考え方）

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

本市における目標設定の考え方

本市において平成17年度の一般就労移行者数はみられませんでした。平成22年度中における一般就労者数は1人となっています。

働くことへの意欲を高め、希望する人が個々の状況に応じて就労できることを目指し、福祉施設等における支援内容の充実を促すとともに、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターなど、障がい者に対する就労支援を行う機関との連携を強化し、福祉施設から一般企業への就労を促進します。これらの対策を行うことにより、平成26年度に一般企業・事業所等に就労する人の目標を4人と設定します。

項 目	数 値	考 え 方
平成17年度の 一般就労移行者数	0人	平成17年において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の 一般就労移行者数	4人	平成26年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数
平成22年度の 一般就労移行状況	1人	平成22年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数

3 指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

サービス内容

居宅介護は、障がい者の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象にします。障がい者の自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。

行動援護は、知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人を対象とします。障がい者が行動する時に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。

重度障がい者等包括支援は、常時介護を必要とする障がい者で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とします。対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要なサービスを包括的に提供します。

同行援護は、平成23年10月から新しく導入され、移動に著しい困難を有する視覚障がい者を対象としています。移動時または外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	人分	12	15	15	19	20	23	25
	時間分	226	280	319	341	440	506	550
重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	人分	0	1	1	1	2	2	2
	時間分	0	1	5	10	20	20	20
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	人				5	6	6	6
	時間				61	90	90	90

平成 23 年度のみ 10 月時点

見込量確保の方策

ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。

サービス提供事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

利用見込みがないサービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう事業者働きかけ、対応できる事業者の確保・増加を図ります。

同行援護の従事者資格要件を満たすガイドヘルパー等について、質の高いサービスの提供が確保されるよう、事業者と連携し人材確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス内容

生活介護は、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

療養介護は、医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人を対象とします。医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

自立訓練は、地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、食事や家事等の日常生活上の相談支援を行います。

就労移行支援は、一般企業等への就労に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

就労継続支援（A型）は、通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた必要な支援・指導等を行います。

就労継続支援（B型）は、通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた必要な支援・指導等を行います。A型と異なり、雇用契約は結びません。

児童発達支援事業は、障害者自立支援法の児童デイサービスが制度変更により再編され、児童福祉法に規定されたものです。障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもを施設に通所させ、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。



必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	人分	19	45	69	74	90	92	95
	人日分	394	1,030	1,448	1,468	1,800	1,840	1,900
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	2	1	0	0	0	0	0
	人日分	44	22	0	0	0	0	0
就労移行支援	人分	1	2	1	2	2	2	5
	人日分	22	43	4	30	40	40	100
就労継続支援（A型）	人分	0	0	0	0	2	5	5
	人日分	0	0	0	0	40	100	100
就労継続支援（B型）	人分	1	12	11	35	40	40	40
	人日分	23	188	189	673	800	800	800
療養介護	人分	2	2	2	2	2	2	2
児童発達支援事業 （児童デイサービス）	人分	59	56	57	51	60	70	70
	人日分	281	234	239	209	270	315	315
短期入所	人分	13	13	12	12	20	20	20
	人日分	115	90	69	78	150	150	150

平成23年度のみ10月時点

見込量確保の方策

定員の増加、多機能型事業の実施を事業者に働きかけるなど、障害福祉サービスの供給体制を整えることにより、必要量を確保していきます。

事業所に対し、運営面での指導・助言を行い、経営の安定化を支援していきます。就労系のサービスにおいては、障がい者就業・生活支援センターや、相談支援事業所と施設との連携強化を図り、サービス利用を促進するとともに、福祉施設から一般就労へ結び付ける支援を行います。

児童発達支援に関しては、養護訓練センターの移転整備を実施し、療育相談窓口の設置、受け入れ児童の拡大等の機能強化を実施し、制度改正に対応したサービス提供を実施します。

短期入所に関しては、事業者と連携し、提供体制に努めるとともに、特に医療行為の必要な重度心身障がい者の受け入れ施設を県や近隣自治体と連携し確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス内容

共同生活介護（ケアホーム）は、家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排泄等介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

共同生活援助（グループホーム）は、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業等の関係機関との連絡・調整などを行います。

施設入所支援は、夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	人分	4	4	5	5	7	10	15
施設入所支援	人分	41	42	59	63	60	57	55

平成23年度のみ10月時点

見込量確保の方策

地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームやケアホームの整備について指定障害福祉サービス事業者への働きかけを行うとともに、市として施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めていきます。

障がい者がグループホームなど、地域の中で安心して生活が送れるよう、地域住民への障がいに対する理解を促進します。

施設入所者の地域移行を目指していく中で、真に入所を必要とする人に対しては、必要なサービス提供体制を確保します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス内容

計画相談支援は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

地域定着支援は、施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画相談支援	人分	0	0	0	0	8	16	24
地域移行支援	人分					2	2	2
地域定着支援	人分					3	5	5

平成23年度のみ10月時点

計画相談支援の平成23年度までの実績はサービス利用計画作成実績を計上

見込量確保の方策

平成26年度までの3年間ですべての障害福祉サービス利用者にサービス利用計画を作成することとなっており、県や近隣自治体と連携し、現在委託する相談支援事業所とともに、計画相談の実施体制等を協議し、サービスの確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援に関しては、医療機関、障害者支援施設や、特定相談事業所などと連携し、地域移行を推進する中で、必要な支援を確保していきます。

4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 相談支援

サービス内容

相談支援事業所とは、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいを持つ方の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設することで、障害者自立支援法の目的の実現化を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいを持つ方の福祉の向上を目指します。また、中核的相談支援事業として、相談支援事業所の連携調整、権利擁護・虐待防止などを行う機関が基幹相談支援センターとなります。

障害者虐待防止センターは、障がい者虐待に関する通報及び受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有しその課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。



必要な量の見込み

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
基本相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	実施状況	-	-	-	-	検討	検討	検討
地域自立支援協議会	設置状況	未設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
障害者虐待防止センター	実施状況	-	-	-	-	1	1	1

平成 23 年度のみ 10 月時点

見込量確保の方策

東濃圏域 5 市の共同委託により確保してきた相談支援事業所について、引き続き連携を図り、基本相談支援事業を確保していきます。また、地域の中核的相談支援を行う基幹相談支援センターについては、設置について検討していきます。

虐待防止センターについては、虐待防止法が平成 24 年 10 月より施行され、市町村がその役割を担うことが規定されています。障がい者の虐待防止と発生時の対応についての体制を整備するとともに、東濃成年後見センター、相談支援事業所と協議し、委託によるセンターの設置を含め検討します。

地域自立支援協議会については、平成 22 年度に東濃圏域 5 市で共同の協議会を設置しました。協議会の体制について 5 市で協議し、今後の運営について検討していきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

サービス内容

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用について補助します。

必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
成年後見制度利用 支援事業	実利用者数	-	-	-	-	-	2	2

見込量確保の方策

成年後見制度利用支援事業は、市町村地域生活支援事業の必須事業に格上げされることとなるため、実施に向けた相談体制や要綱等の準備を行うとともに、利用促進を図ります。

(3) コミュニケーション支援

サービス内容

聴覚障がい、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がいの者のコミュニケーションの円滑化を図るための事業を実施します。

必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	3	4	6	7	8	9	10

実人数

平成23年度のみ10月時点

見込量確保の方策

社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携により、地域における手話通訳者や手話奉仕員などの養成に努め、必要なサービス提供体制を整備していきます。

(4) 日常生活用具給付等事業

サービス内容

重度障がい者などに、日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護訓練支援用具	件	3	2	0	0	3	3	3
自立生活支援用具	件	1	3	2	6	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	8	13	9	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	5	13	2	8	8	8	8
排泄管理支援用具	件	291	628	633	470	650	660	670
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	1	1	3	3	3

平成23年度のみ10月時点

見込量確保の方策

障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。

支給対象品目、耐用年数、給付基準額などについて必要に応じて見直しを検討します。

(5) 移動支援事業

サービス内容

全身性障がいのある人、知的障がい者または精神障がい者に対して、外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活及び社会参加を促します。

必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援	実利用者数	11	9	9	7	3	5	5
	延べ利用時間	509	557	506	336	144	240	240

平成23年度のみ10月時点

見込量確保の方策

ニーズに応じた適切な障害福祉サービスを利用できるよう、指定障害福祉サービス事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけるとともに、事業所における移動介護技術の向上を促し、多様な対象者に対する移動支援の柔軟な実施を図り、供給体制の整備に努めます。

(6) 地域活動支援センター事業

サービス内容

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供や、地域との交流などの地域の
実情に応じた支援を行います。

必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
市内事業者分	箇所数	0	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	-	-	-	-	-	-	-
市外事業者分	箇所数	1	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	59	53	77	29	80	90	100

平成 23 年度のみ 10 月時点

見込量確保の方策

近隣市町の事業者へ広く事業者委託を行うことにより、サービスの供給を確保していきます。

(7) その他の事業

サービス内容

日中一時支援事業は、障がい者の日中における活動の場を提供することにより、障がい者を日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

訪問入浴サービス事業は、地域での身体障がい者の生活を支援するために、在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に対し、訪問入浴を行います。

必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時支援事業	箇所数	4	5	5	8	8	8	8
	実利用者数	17	24	26	32	35	40	45
訪問入浴サービス事業	箇所数	0	0	2	2	2	2	2
	実利用者数	-	-	0	0	1	1	1

平成 23 年度のみ 10 月時点

見込量確保の方策

定員規模の拡大や新たな事業所での事業開始を働きかけ、必要なサービス量を確保することにより、障がいのある人やその家族の支援に努めます。

訪問入浴については、実施事業所は確保されましたが、利用実績がないため、利用促進を図り、介護者の負担軽減につなげます。